

< 更に検討すべき論点 >

死者の情報の取扱いをどうするか。

(第3回検討会の発言要旨)

- ・生存していれば保護の対象であったが、亡くなったから対象ではなくなったというのもどうかと思う。ただ、死者の情報は本人がいないので難しい問題。
- ・遺族の件は「診療情報の提供等に関する指針」に含まれているが、法の趣旨に照らして見直す点があれば、見直すべきではないか。

(第4回検討会の発言要旨)

- ・死者の情報の取扱いは「診療情報の提供等に関する指針」との関係の論点と関わりがある。(「診療情報の提供等に関する指針」との関係についての論点を参照)

保有する個人情報 が 5000 件未満の小規模事業者の取扱いをどうするか。

(第3回検討会の発言要旨)

- ・国民(患者)にとって受診した医療機関等で保有する個人情報が5000件未満かどうかはわからないので、法の適用除外とされている場合でも努力義務が必要ではないか。
- ・患者の参画ということが大きく考慮されているのであれば、5000で切ることは大変おかしい話ではないかと思うので、努力義務でも小規模事業者を対象とすべき。
- ・例えば領収書について、大病院ではわかりやすいものを出すようになってきたが、患者にとって、このような情報を満遍なく、どこでもほしいという気持ちになっている状況を踏まえると、(小規模事業者を対象とすることについて)是非検討してほしい。
- ・医療情報の重要性に鑑みれば、ガイドラインの対象を5000で切るのは恣意的な感じがする。

(第4回検討会の発言要旨)

- ・歯科診療所等では非常に規模が小さい所があるため、5000件未満の事業者を除くと、院内掲示等が実行されないケースがいっぱい出てくると思う。このような小規模事業者に対しても努力義務とすることについて確認したい。
- ・個人情報保護法で5000という数を決めたことについては様々な議論がある。医療の場合は、同じ患者が同じ病気で規模の違う病院を行き来することがあり、5000で切るのは好ましくないと思うので、5000件未満の小規模事業者にもガイドラインを適用すべき。
- ・介護事業者は小規模事業者が多く、5000件未満の事業者を除くと、ほとんどがガイドラインの対象にならなくなるが、それが個人情報保護法の趣旨に照らして適切かどうかは問題。

「診療情報の提供等に関する指針」との関係はどう整理するか。(参考：別紙)

- ・「診療情報の提供等に関する指針」と個人情報保護ガイドラインとは、その目的が異なることから、別個のものとするべきではないか。
 - 別個とした場合、生存する個人の診療情報については、「診療情報の提供等に関する指針」と個人情報保護ガイドラインの両方が適用されることになる。
 - 「診療情報の提供等に関する指針」について法と整合を図る必要があり、一定の修正が必要。(開示の求めができる者の範囲等について修正が必要)
- ・同じ診療情報(個人情報)を対象としていることから、内容の整理・統合を図り、一つの指針としてまとめるはどうか。

(第3回検討会の発言要旨)

- ・個人情報正しいか、間違っているかを自分でコントロールする権利という考え方に基づいて開示を検討すればいいということか。
- ・(「診療情報の提供等に関する指針」を作成した)検討会では、個人情報保護法が成立し、いずれ施行になるので、そういうことを踏まえたあの時点でのガイドラインをしっかりと作りましょうということで今日に来ている。個人情報保護法の立法趣旨も大事なので、もう一回捉え直して、国民的な関心の高い診療録等の開示について運用の指針は、この場である程度お示しいただきたいと思う。この辺りは、一連の論点の中でも非常に重要なものの一つと受け止めている。
- ・個人情報保護法の基本的な立法趣旨と、病気とか人の生き死にかかわる一連の医療活動や病気を負った者の様々な情報等を、いきなり個人情報保護法の体系に組み込むことは個人的に無理があると思う。
- ・カルテ開示自体そのガイドラインが必要なものであって、そこで一つのクローズしたものがあろうと思う。全体の個人情報を議論する中で、ガイドラインを作る段階では少なくとも診療記録の開示に関しては、診療情報の提供等に関する指針を参考にすべきという1項目を作るべき。
- ・個人情報保護法は生存個人に限られるという基本の考え方を受けて、医療の場では、個人が医療の経過で死亡した場合に、遺族の立場から医療の経過について知りたいという要望が強く、これを個人情報保護法のかかわりでどう考えるかといったときに、指針で一定程度対応することになった。

(第4回検討会の発言要旨)

- ・「診療情報の提供等に関する指針」と個人情報保護法の目的は異なるため、それぞれ別に作成し、個人情報保護法に基づくガイドラインは法の趣旨に則って、適切に作成すべき。
- ・個人情報保護法の枠の中で死者の問題は扱いづらいため、「診療情報の提供等に関する指針」と個人情報保護法に基づくガイドラインは別個とし、相互補完的なものとして位置づけではどうか。

介護分野についてどのような配慮が必要か。

(第4回検討会の発言要旨)

- ・医療分野における診療録はそれなりに標準化されているが、介護分野の記録になると、呼称も現場でバラバラであり、「保有個人データ」として開示等の対象となる記録にどのようなものがあるかを整理する必要がある。
- ・介護分野は、情報開示等について医療分野ほど成熟していない。ガイドラインとして提示する際に現場が混乱しないような配慮が必要。
- ・介護分野は、高齢者福祉サービスと、介護保険のサービスが非常に密接不可分に関係しているため、その点の整理も必要。

個人情報保護法と診療情報の提供等に関する指針との関係

診療情報の提供等に関する指針

個人情報保護法

(目的)

- ・医療従事者等と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的

(対象)

- ・死者の情報(遺族への開示)も対象
- ・取り扱う個人情報が5000件以下の事業者も対象

積極的な情報提供

- ・懇切丁寧な診療情報の提供
- ・口頭による説明、説明文書の交付、診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により診療情報を提供

診療記録の正確性の確保

- ・診療記録の正確性、最新性の確保
- ・訂正時の記録義務等

診療情報の提供に関する規程の整備

- ・規程の整備、院内掲示等による患者への周知

医療従事者の守秘義務

- ・患者の同意を得ずに患者以外の者に診療情報を提供することは医療従事者の守秘義務違反

開示

- ・患者等が開示を求めた場合は原則として応じること

(本人以外に開示の求めができる者)

- ・患者の法定代理人
- ・患者から代理権が与えられている親族等
- ・患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者

死者の情報についても遺族へ開示することとされており、開示対象は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの法定代理人を含む)

苦情処理

- ・苦情処理体制の整備等

(目的)

- ・個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的

(対象)

- ・死者の情報は対象外
- ・取り扱う個人情報が5000件以下の事業者は対象外

利用目的の特定等

- ・個人情報の利用目的をできる限り特定
- ・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを原則禁止

利用目的の通知等

- ・利用目的の本人への通知又は公表
- ・変更した利用目的の本人への通知又は公表

適正な取得、正確性の確保

- ・不正の手段による個人情報の取得の禁止
- ・個人データの正確性、最新性の確保

安全管理措置、従業者・委託先の監督

- ・個人データの安全管理措置(規程の整備等)
- ・従業者、委託先に対する必要かつ適切な監督

第三者提供の制限

- ・本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止

開示、訂正等、利用停止等

- ・本人からの求めに応じた保有個人データの開示等

(本人以外に開示等の求めができる者)

- ・未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- ・開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

苦情処理

- ・苦情処理体制の整備等